

# CNN ニュース

# PIJ

Privacy NGO

国民背番号問題検討市民ネットワーク (CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

## PIJの創設

市民サイドからプライバシー環境の

改善・整備のための政策提言を

代表 石村 耕治

一九九二年七月、かねてから親交のあったプライバシー・情報公開問題の世界的権威、カナダ・ウエスタンオンタリオ大学のデービット・H・フラハティ教授が来日された。フラハティ教授は、東京税理士会での講演（詳しくは同会会報『東京税理士界』四六二号）を手始めに、各地でのわが国のプライバシー・情報公開法の専門家とのミーティング、講演・視察を重ねられた。

フラハティ教授は、帰国直前に、わが国の状況を見た感想を私に話された。とくに番号制の導入問題との関連で、「日本政府、行政官僚は多目的利用を前提とした共通番号（国民背番号）により、ナショナル・データベースの創設を考えていると思う」と指摘された。また、「日本のプライバシー法の専門家は、共通番号を使った分散管理型のナショナル・データベースが、行政による国民の『データ監視社会化』につながっていくこ

とをよく理解できていないのではないか。また、彼らにはセーフガード・システムをどのようにプランし、しかもそれを実際に構築が可能なのかどうか、展望がないのではないか？」とも指摘された。

また、フラハティ教授は、その後の書簡で「国際的影響力の大きい日本が、満足なセーフガードのない形で共通番号制の導入を検討していることを非常に憂慮している。貴殿は、税金の専門家のポーズを取るのにはやめにして、真のプライバシー擁護者から成るわれわれの仲間に入って（drop your pose as only a tax expert and join our select club of privacy advocates）、日本でしっかりしたセーフガード論を展開して欲しい」と私に催促された。

PIJは、九四年末にフラハティ教授のこうした指摘を大きな刺激として発足したと言っても過言ではない。同教授の

指摘がなかったら、おそらくはこうした動きにはつながらなかったかも知れない。また、当面の活動を、『国民背番号制による包括的なナショナル・データベース問題』にしばったのも、同教授の指摘によるところが大きい。このための活動ネットワークである「国民背番号問題検討市民ネットワーク CNN = Citizens Network Against National ID Numbers」の設置も、同教授の指摘の一環といえる。

PIJは、市民サイドからわが国のプライバシー環境の改善・整備のための政策提言を行うことをねらいにボランティアによって組織された、シンクタンク機能を持つ『プライバシーを守るための非政府団体（Privacy NGO）』である。内外の多くの良心的な人々や団体と協力を密にして、高度情報化社会における人権擁護活動に努力するとともに、精神的に自由な社会を守っていきたい。

最後に、現在、カナダ・プリティシユコロンビア州のプライバシー・インフォメーション・コミッションとして活躍されているフラハティ教授にPIJの創設をご報告申し上げるとともに、今後とも私どもをご支援・ご指導くださるよう切にお願い申しあげる。

一九九五年一月三十一日

PIJ Watch Series1

PIJの活動目的である、わが国のプライバシー環境改善の課題にとって重大な影響を及ぼす、政府のナショナル・データベース構想の問題点を、二回連載で報告します。

高度情報化社会のまっただ中にある今日、コンピュータの利用により、《行政・役人のひとり歩きの状態》がますますひどくなるようになっている。

現在、行政があらゆる国民情報の掌握をねらいに進めている《包括的なナショナル・データベース》設置の構想が、機関的役割をになおうとしている。

一 行政データベース 設置の方針

国の主要行政機関の代表が一堂に会し、「行政情報システム各省連絡会議」を開いている。

この会議は、一九八七年一二月に「国の行政機関におけるデータベース整備に関する基本方針」を明らかにした。この中で、各省庁の保有する情報を相互に利用するとともに、民間等への提供による社会的活用

政府のナショナル・データベース 構想と国民番号制の導入(1)

KSK(国税総合管理)システムと番号制問題は不可分

推進をうたっている。つまり、各省庁は、自らが保有する情報をデータベース化し、相互に利用し合おうというわけである。

これにより、たとえば課税庁がデータベース化した納税者情報は、警察とか福祉、入国管理の当局に提供、あるいは相互交換が可能になる。

また、こうした納税者情報は、消費者信用情報機関や金融機関などの民間機関にも提供しないしは相互交換が可能となる。

こうした情報交換を容易にするために、行政情報システム各省連絡会議は、一九九一年一二月に「政府におけるOSI(開放型システム間相互接続)導入・利用に関する基準」を明らかにした。

これにより、各省庁に対し、情報のデータベース化にあたってはOSI機能を持ったシステムを採用するように求めた。

二 分散型ナショナル・データベース

データベース

国民のあらゆる情報を、一人ひとりに付けた番号で各人の情報ファイルに振り分け、行政・役人が管理するシステムを「ナショナル・データベース」という。

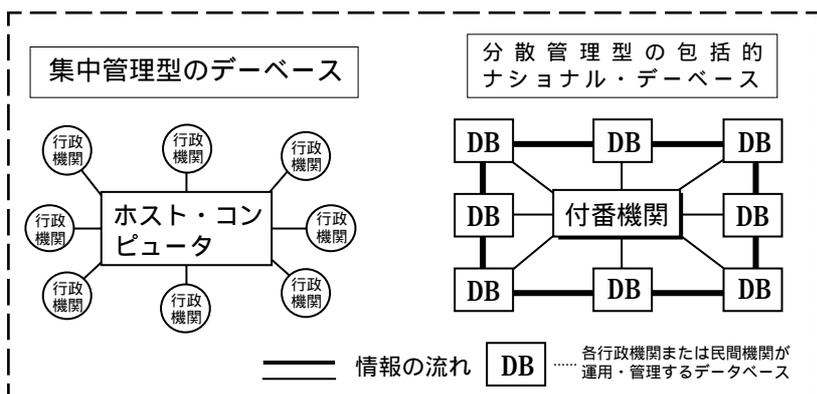
従来のナショナル・データベースの考え方は、一箇所のホスト・コンピュータがあり、それにあらゆる情報を集約する《集中管理型》のシステムが想定されていた。

イギリスの風刺作家ジョージ・オーウェルが、彼の作品『一九八四年』の中で描いた監視国家のイメージは、こうした《集中管理型ナショナル・データベース》の考え方でなかったかと思う。

しかし、こうしたシステム思考のもとでは、税務、福祉、年金、警察など、あらゆる行政分野の情報を一

箇所に集約することになる。人口が数百万人の地方自治体ならいざ知らず、人口が一億人、二億人ともなると、すべての国民情報を集中管理することは事実上不可能である。

また、安全面でも問題がある。さらに集中管理型のシステムは、わが国のタテ割り行政のもとでは、包括的な国民情報の管理・支配権をめく



り各省庁の確執も予想されることから、その構築は困難と言える。このように、集中管理型のシステム思考が主流であった時代には、包括的なナショナル・データベースの構築を現実のものとする事ができなかった。

しかし、近年、コンピュータ・システムは、これまでの《集中管理型》から《分散管理型》へと考え方が変わってきている。

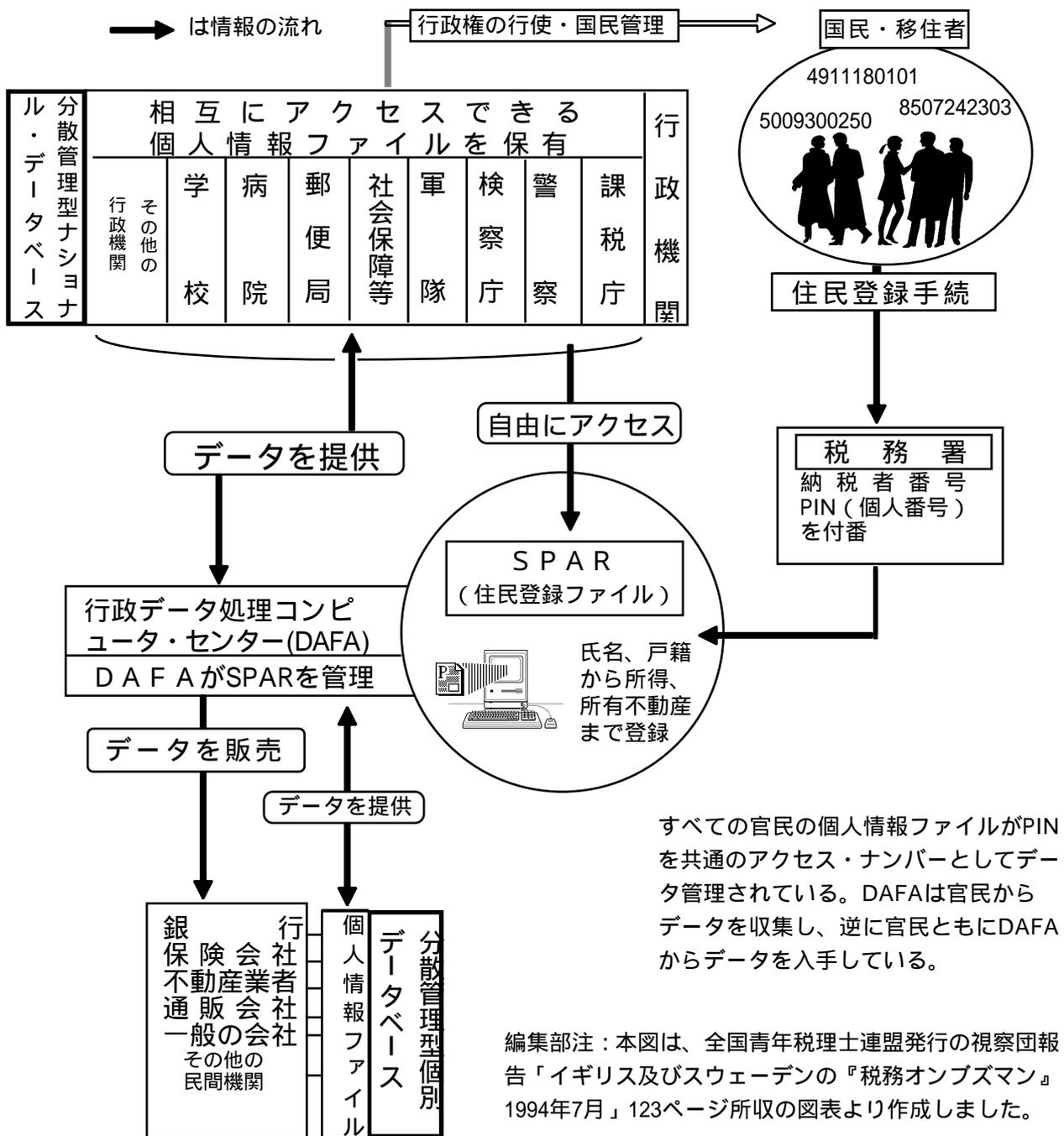
つまり、一箇所に巨大なデータベース（ホスト・コンピュータ）を構築し、そこあらゆる情報を集約し管理するのではなく、各所（各情報を管理する個別の行政機関）に、管理する情報内容ごとに分散した形で複数のデータベースを設置し、通信回線を使用して相互に情報を瞬時にかつ自動的に交換し合う、という方式が広まってきている。

これにより、《分散管理型》の形ではあるが、包括的なナショナル・データベースの構築が可能になりつつある。

(以下次号)

S

分散管理型ナショナル・データベースを導入しているスウェーデンの国民背番号システム



# 納税者番号とKSKを

## めぐる国会論議

### KSKシステムと番号制は一体の問題



[Data -0001]

#### 検討から国民説得の段階へ

小川政府委員 納税者番号制度につきましては、税制調査会において我が国の現状に即した具体的な検討が進められてきております。

Data-0001は、「第二九国会 税制改正に関する参議院大蔵委員会での審議（平成六（一九九四）年三月二十八日）」から、納税者番号制の質疑を紹介いたします。ただし、再録にあたっては、見出し、傍線、句読点、かつ書きの説明などを適宜補足したため、原文そのままの表現ではないことを、お断りしておきます。

一つは、個人、法人に対する番号の付与の方式、あるいはどういう際に番号を利用してよいと考えるか、それからこうした番号制度を導入したときのコスト、この制度の効果、また経済取引などへどういふ影響があるか、プライバシーの保護といったようなさまざまな論点について具体的な検討が行われてきております。昨年（一九九三年）の税制調査会の答申におきましては、そうしたこれまでの検討を踏まえまして、「利子、株式等譲渡益に対する総合課税への移行問題や納税者番号制度の問題等については、検討を一層深める」といふふうに述べているところでございます。

さらに具体的には、「納税者番号制度については、これまでも種々の角度から具体的な検討を重ねてきており、今後とも残された問題について引き続き検討を深めるとともに、この制度に対する国民の理解を深める努力を続けていく必要がある」、このようにされているところでございます。したがって、今後とも税制調査会での検討をフォローしてまいりたいと考えております。

#### 共通番号としての利用は？

吉岡委員 今いろいろな検討内容の答弁がありましたけれども、その中でどういふわけか抜かされている問題があります。

それはこの納税者番号制度が導入された場合に、これを各省庁がどう

この検証・国民背番号では、「国民背番号」あるいは、その導入をめぐる政府・各省庁、国会、マスコミ、学界、市民などのさまざまな意見や動きを紹介していきます。また、PIJ内外の方の投稿も掲載していきたいと考えております。そして、国民背番号制をめぐる各種の資料のデータベースとして育てていきたいとも考えております。

〔編集部〕

「この検証・国民背番号」として利用するかどうかという検討が行われているはずであります。十三省庁（参加省庁名は別記）から成る『税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議』という長い名前の会議が検討を重ねているということですが、この小委員会の報告の中でも明らかにされていると思います。

これはどういふことをやるつもりでいるんですか。納税者番号を各省庁が全部どういふふうな形で使つという検討なのか、これは担当省庁はどこか、責任ある答弁を求めます。

小川政府委員 ただいま御指摘のありました関係省庁連絡検討会議

これは長い間いろいろ議論があつた問題ですが、今どういふ状況になっているのかということを最初にお伺いします。

は、税制調査会の平成元年度の答申におきまして、「番号制度の導入については、政府部内において税務のみならず幅広い視点から検討が進められることを要望する」というふうな答申されたことを受けまして、平成元（一九八九）年に設けられた連絡検討会議でございます。

この会議では、どういふことを論議したかと申しますと、各行政分野で共通に利用し得る番号制度について関係省庁が共同して総合的な検討を行うとされておりまして、もし仮に共通番号制度を導入することとした場合、どついつ形で番号を国民に付与するのか、それから各種の行政分野でどついつ利用可能性があるかといったようなことについて検討をしてきていますところでございます。今後とも、こうした場も通じまして検討を重ねてまいりたいと思っております。

**プライバシー保護に反する？**

吉岡委員 そうなりますと、問題となっている納税者番号制度というのは、単に納税者番号ではなく、各省庁が共通して利用する番号だということ、結論は別として今後検討され、研究中だということですね。

これは、日本弁護士連合会も納税

者番号導入に関する意見書の中での冒頭部分で、これは、『行政による個人情報管理の危険を生じさせる等、プライバシー保護に反し、行政による情報管理社会を実現させる危険のある制度である』として、強く反対の意見を表明している。そういう検討が十三省庁からなる会議で現に行われている。

単に納税者番号をどうするかということにとどまらない事態が、現在進んでいるんだというように私はとらざるを得ません。

私は、こういう問題は日弁連からの意見書等も念頭に置いて慎重に検討してもらいたいと思っておりますが、結論的に言って、納税者番号は導入するしかない、また結論は出ていないと思っております、それはそう考えていいですか。

小川政府委員 まず先ほどの関係省庁連絡検討会議では、ただいまの御指摘の問題からいえば、そうした番号ができたときに他の行政でも利用し得るのかどうかという、可能性の問題でございます。そういったもの（共通番号）を採用するということを決め、その前提で議論をしていくというものでございませぬ。

なお、税務上、納税者番号制度を導入するかどうかという問題につき

ましては先ほど申し上げたさまざま問題があるわけでございませぬから、こうしたものをさらに一つずつ具体的に検討をして前に進んでまいりたいと考えております。

吉岡委員 なぜまた結論が出ていないとはつきり言えないのかわかりませんが、そういう答弁です。

**KSKは国民背番号制先取り？**

いずれにせよ、納税者番号を導入するということはまだ結論は出ていない。その段階で、国税庁で国税管理システム、KSKと言われているものの具体化作業が現に進んでいる。これ（KSK）はどういう目的で、どういう計画で、予算総額はどうか、どういふのか、これについて報告してください。

窪田勝弘政府委員（国税庁長官官房、国税審議官） 国税庁としては、近年納税者数が大変増大している、あるいは取引内容が複雑、広域化している、そしてまた、納税者側の事務処理のコンピュータ化が進展しているなどの、税務環境を取り巻く諸情勢が大きく変化しているということに対応いたしまして、国税総合管理システム、いわゆるKSKシステムを適正公平な課税の実現に資するために、現行のコンピュータシ

ステムは地域により、あるいは税目によってシステムが、複雑になっております。これを統合拡充するとともに、コンピュータ化がもたらしている資産税徴収事務なども取り込んだ、全国かつ全業務について一元的なオンラインシステムを導入することとして、現在開発を進めているところでございます。

スケジュール（六ページの図参照）は、各年度の予算成立後に、決定することになりますが、現段階では、平成七（一九九五）年一月頃に東京国税局の京橋税務署、川崎北税務署において導入し、同年十一月ごろ、仙台国税局の福島税務署、白河税務署において導入し、平成八（一九九六）年十二月ごろ以降、原則として国税局単位で順次段階的に導入することとしたいと思っております。ところでございます。

予算の額でございますが平成元（一九八九）年度から平成五（一九九三）年度まで合わせまして二百七十九億円となっております。なお、平成六（一九九四）年度予算案におきましては、百六十七億円を計上させていただいているところでございます。

吉岡委員 これ（KSK）は、納税者番号制が導入されると、そこに

### 検 証 国民 背 番 号

[Data- 0001]

(前ページより)

引き継がれることになるわけでしょう。まさか、これ全部を破棄しちやつて、新しくつくるということではないと思いますが。

**窪田政府委員** このKSKシステムは、先ほど申し上げましたような目的で適正、公平な課税の実現に資するために導入されたものでございまして、納税者番号制度の導入を前提としたものではございませぬ。

### KSKと国民共通番号の関係

一方、納税者番号制度については現在検討中の段階で、具体的な内容は不明でございますので確たることは申し上げられませんが、将来納税者番号制度が導入されることがあれば、その段階で対応策を検討していくことと思っております。  
**吉岡委員** せっかく四百億以上、五百億近くも金を導入して機械化して、納税者番号制度が導入されたら、それはそのまま廃棄するという

ことは無い。当然それ（KSK）は納税者番号制度の土台になるものだと思います。

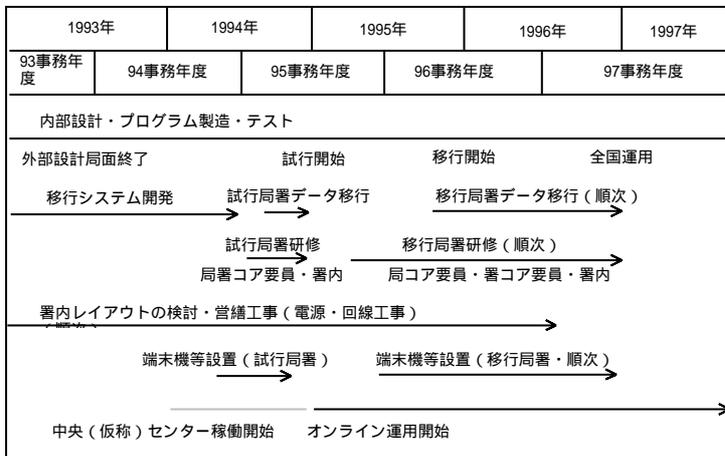
私は、機械化が悪いというふうにはもちろん言いませんけれども、その納税者番号制度、それを国民共通番号制度として利用することの研究、検討が行われている最中、しかもそれをどうするかということの答えはまだ出てもない段階、しかも一方では日弁連等からも反対の意見が出ているときに、そこへいやんなしに繋がる、そういう作業（KSK導入）を国民に知らせずに進められているというところは、やはり納税者番号につながる作業が、こつそりと進んでいるという批判を受けても仕方のない状況だと思っております。

この問題は長い経過があつて、国民の間にもいろいろ議論があつた問題です。したがって、大いに慎重にやっていたきたいということを要望します。

(以上)

n

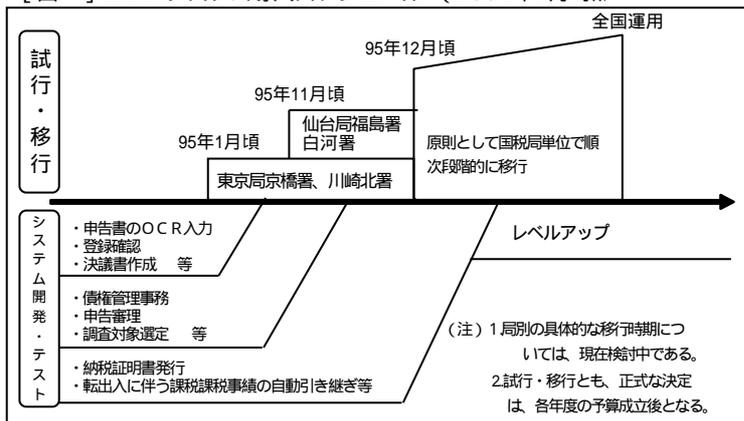
[図。] KSKシステム導入までのスケジュールの概要 (1993年7月時点)



共通番号を検討する会議に  
参加している13省庁

- 内閣内政審議室(本部)
- 法務省大臣官房長
- 外務省大臣官房長
- 大蔵省主計局長
- 大蔵省主税局長
- 国税庁次長
- 文部省大臣官房長
- 厚生省年金局長
- 社会保険庁次長
- 農林水産省経済局長
- 運輸省自動車交通局長
- 郵政省貯金局長
- 郵政省簡易保険局長
- 労働省大臣官房長
- 自治省行政局長
- 自治省税務局長
- 警察庁交通局長
- 総務庁行政管理局長
- 総務庁恩給局長

[図。] KSKシステム導入スケジュール (1994年4月時点)



## 消費者団体も 納税者番号制の動きに 強い関心

昨年（一九九四年）十一月十五日から十六日にかけて、日本消費者連盟、日本生活協同組合連合会など三十数団体の消費者運動関連団体が集まり、第三十三回全国消費者大会が東京都内で開催された。

「消費者権利実現へ」をメインテーマとする同大会の、第五分科会『情報公開と消費者の権利』において、税理士の辻村祥造氏（本会常任運営委員）は、青年法律家協会の協力を得て、「納税者番号制」の問題に関する報告を行った。

同分科会を担当したのは、いわゆる「製造物責任法（PL法）」制定のために積極的に活動してきた市民団体であり、今後は、行政及び大企業の情報公開を活動の中心テーマとして運動を進めようとしているなかで、「納税者番号制」の学習が行われたわけである。

同分科会では、表記のテーマに関するいくつかの報告が行われたが、辻村氏の報告に対し、「納税者番号



[Data -0002]

制」の構想や目的・導入後の具体的な運用状況などについて、質疑・意見表明が相次ぎ、さらに、「納税者番号制」に対する今後の取り組み、あるいは運動の方針についても、多くの質疑が交わされた。

同分科会に参加した各市民団体の、「共通番号」の導入・民間利用などにもなう、個人のプライバシーの危機に対する関心の高さをうかがわれた。

今後、PIJの活動は、これらの団体との提携・協力関係を築くために、幅広く行っていくことが重要である。

(つ)

## 行政のパソコン化 に注文する



[Data -0003]

一九九四年十一月二日付けの読売新聞朝刊、『行政のパソコン化に注文する』との記事は、「霞が関の行政官庁で、パソコンを利用した業務の電子化が急速に進んでいる」状況を報道している。

昨年（一九九四年）四月からすでに、郵政省は、LAN（Local Area Network、企業内情報通信網）を利用して、省内にパソコン通信網を稼働させている。

また、通産省も、次のスケジュールで、行政のパソコン化に着手している。

一九九四年十一月までにカラーノートパソコンを二千三百台（本省千二百台、地方通産局千台）を導入、LANを構築。

一九九五年二月までに、本省は既存機と合わせて、三五〇〇台を配

置、一人一台体制に。地方通産局はほぼ二人に一台体制にする。

同省は、電子メール・電子掲示板・電子会議、文書整理、外部ネットワーク接続などのソフトを用意し、将来的には、パソコンの画面だけで用事が済むようになることを期待している。

行政の情報化・通信化の作業自体は総務庁がまとめ役になって、「行政情報化推進計画」を策定し、二十五省庁・機関が参加する専門部会で具体化の検討を続けてきており、一九九五年度から、五年計画で具体化を推進することとなっている。

これらの状況を受けて、読売新聞の同記事は、近い将来、省庁間のネットワークによる『霞が関WAN（広域情報通信網）』が具体化するだろうとして、「今から各省庁間の情報やデータベースの共有と、円滑な流通システムを頭に入れて開発」することを求めている。そして、政府・各省庁には、次のような注文を付けている。

大蔵省も、各省庁と共通認識に立つて大局的な予算化を。

国民の立場に立った、行政サービスと行政効率化の視点が必要。

申請・届け出、許認可・登録などの定型業務の電子化は、省庁間の標



[Data -0003]

準化を。

「文書の公印の省略と電子決済の導入、省庁間の文書交換のシステム化、電子記録による事務上の帳簿書類の保存義務容認既定の整備。」

このように、同紙は「行政事務の合理化、迅速化」、「省庁のタテ割りの弊害が除かれる」ことが期待できると、行政のパソコン化に手放しで賛成している。

しかし、「国民のプライバシーを保護する情報セキュリティにも配慮」を求めるだけで、「ネットワークによる各省庁間の情報やデータベースの共有と、円滑な流通システム」が稼働し、運用された場合の「国民のプライバシー権」や「精神的自由の保障」のための、法的な規制や救済措置の制度の必要性には、きわめて冷淡な態度をとっている。

まさに、行政や官僚がやることに「全幅の信頼」を抱く、樂觀的な論評・報道と言わざるを得ない。

このように、気軽に「行政のパソコン化」を礼賛するマスコミの姿勢にこそ、国民の側から、「それで本当に国民のプライバシーや人権が護れますか？」と、『注文する』運動を広めていかなければならないと考える。

(た)

# 愛犬にチップ埋め込み

〜将来、人間にも

《チップ埋め込み》？



[Data -0004]

一九九四年十一月八日付けの朝日新聞朝刊に、「飼い犬識別に小型集積回路 厚生省検討会が『埋め込み』提言」との見出しで、狂犬病予防法の飼い犬登録制度に、マイクロチップ（超小型集積回路）の導入を柱とする計画案が報道された。

厚生省が検討しているこのチップ（太さ約二ミリ長さ約十ミリのガラスのカプセル入り）は、特殊な注射器を使って犬の首周辺に埋め込まれると、半永久的に作動する。その犬の首を弱い電波を出す読み取り機でなぞると、即座に犬の登録番号が打ち返され、読み取り機をデータベースにつなぐと、飼い主の連絡先や狂犬病ワクチン接種をうけたかどうかすぐわかるというシステムだ。  
厚生省は捨て犬対策などに役立てるのが目的としているが、犬を捨てようとする人はもともと犬の登録などするとは思えない。捨て犬は、そもそも、飼い主のモラルの問題なの

であり、このシステムで捨て犬問題が解決するわけではない。

このシステム導入の記事は、このような役人の発想が、単に捨て犬問題の対策に向けられているだけでなく、人間の管理、例えば老人の徘徊対策にも、将来このようなシステムを導入するのではないかというところを、ただちに想定させる。犬と同じように、老人に電波を発信するチップを埋め込む処置を実施すれば、どこを徘徊しようとも、その所在や保護者の住所氏名がすぐわかるようなシステムができることになる。

犬へのチップ埋め込みで安全性の実験を行い、それから人間にも、ということを厚生省は狙っているに違いない。そうでなければ、さほど大きな社会問題となっていない捨て犬対策に、費用のかかる研究を実施しチップ埋め込みを法制化する必然性がない。

このチップ埋め込みは、さらにその範囲が拡大され、産院での新生児の識別にも使われるようになるだろう。そうなる、犬からまず老人へ、そして将来生まれてくる人間は誕生したときからすべてチップを埋め込まれる、ということになる。

政府が国民を管理するのに、こんなに都合のよいシステムはない。もちろん、そのチップに書き込む個人の識別番号には、共通番号（国民背番号）が利用されることになる。誰がどこにいるかだけではなく、ネットワーク化されたナショナル・データベースに、チップから読みとった《共通番号》で照会すれば、この人物はどこに誰か、勤務先の名称や所在地、前科の有無、その他知りたい情報はすべて即座にわかる。

犬でこのシステムが成功すれば、役人は、老人保護や犯罪防止目的のためなどと言って、このシステムを人間にも導入することを《検討》し始めるであろう。国民と国民情報の徹底した管理をめざして、政府は着々とハードウェアの準備を進めている。

《犬にチップ埋め込み》の法制化は、人間へのチップ埋め込みのための第一ステップにすぎないことを警戒しなければならぬ。

(二)

# 市民団体を支える法人制度・税制を考える(1)

## なぜ、わが国でNPO・NGO活動は必要か

朝日大学教授  
PIJ代表  
石村 耕治

このシリーズでは、PIJのような市民団体、ボランティア団体が活動する場合、わが国の社会では、どのような環境・基盤・法制が用意されているか、そして、NPO・NGOの活動が今なぜ必要なのかを考えます。

### はじめに

バブル経済の崩壊とともに、法人企業や企業財団による社会貢献活動は、以前のような活気を失いつつあるように見える。

一方、これとは対照的なのが、個人市民による社会貢献活動である。一般に活動規模も小さく、市民手作りということも相まって経済変動の影響も少ない。また、活動の仕方も

地味である。しかし、その活動は、生活環境の改善、消費者保護など国内の日常問題から、国際人権保護、地球環境保全などグローバルな問題まで、さまざまな分野に及ぶ。

これら多様な分野で市民活動に従事する団体(「市民団体」ないしは「市民活動団体」)は、近年、「NPO」、「NGO」とも呼ばれる。

「NPO」とは、英語の「Non-Profit Organizations」の略であり、一般に「民間非営利団体」と訳されている。また、「NGO」とは、英語の「Non-Governmental Organizations」の略であり、一般に「非政府団体」と訳されている。NPO、NGOについてはさまざまな定義がなされている。

NPO・NGOの活動は、法人企業の社会貢献活動とは異なり、経済の動向に大きく左右されない、という強みはある。ところがNPO・N

GOの多くは、『法人格のない団体』、いわゆる「任意団体」である。民法三四条に基づいて財団法人などの形態となっている企業財団に比べ、組織や財政的基盤はせいぜい弱である。また、社会的信用度もあまり高くない。

### NPO・NGOの活動とは何か

NPO、NGOという用語は、文字どおり、非営利、非政府の市民活動団体を言い表すために、アメリカなどで広く使われている。

アメリカにおいて、「非営利・非政府セクター」は、第一セクター(政府部門)ないしは第二セクター(営利企業部門)から自立した組織であるということ、第三セクター(the third sector)ないしは「独立セクター(independent sector)」と呼ばれる。また、一般に「ボランティア・セ

クター(voluntary sector)」、「フィランソロフィック・セクター(philanthropic sector)」などとも呼ばれる。

こうした非営利・非政府セクターで活動している団体こそが、真にNPO・NGOと呼ばれる組織体である。アメリカには一〇〇万を超える多様なNPO・NGOがある、といわれている。規模としては、メンバー数人のものから何十万人のものまでさまざまである。このような数の多さは、一つに、旺盛なボランティア精神と、社会の多様なニーズに応えるために、ほとんど有りとおらゆる分野でNPO・NGOが組織されていることによる。

その活動分野も伝統的な学術・教育、文化・芸術、宗教、救済などにとどまらない。今日では、都市・人間環境保全、薬物中毒者・前歴者救済、エイズ・難病対策、公民権運動・性差別救済、高齢者ケア、ホー

PIJ Watch Series2

ムレス救援、消費者保護など、極めて多岐にわたっている。さらに、これら国内問題に加え、地球環境保全、国際的な人権擁護、難民救済、核兵器廃絶など、広くグローバルな課題にも及んでいる。

わが国においても、従来から『市民団体』という呼び名で多様なNPO・NGOが存在し、積極的な活動を行ってきた。しかし、活動の内容は国内問題が中心であった。グローバルな課題に取り組むNPO・NGOが増えてきたのは、つい最近のことである。

わが国では、『市民団体』、『反政府団体』、『第三セクター』、『官民混合(半官半民)セクター』、『民間公益団体』、『行政補完型の外郭団体』といった理解が普遍的である。しかし、これらは、まさしく『土着の定義』である。国際的に通用している定義から、まったくかけ離れてしまっている。

真のNPO・NGOであるかどうかについて、アメリカなどでは、いくつかの基準を用いて判断する。最も普遍的な判断基準は、『「非政府性」』、『「非営利性」』、『「ボランタリー」』である。

「非政府性」とは

第一の「非政府性(NG=Non-Governmental)」とは、「政府組織=GO(Governmental Organizations)」から自立しているということである。しかし、いわゆる『反政府(Anti-Governmental)』ではない。つまり、NPO・NGOは、非政府組織であり、決して反政府組織ではない。

また、この非政府性の基準に従うと、わが国に数多くある行政補完型ないしは行政主導型の「外郭団体」は、国際的に通用するNPO・NGOとはいえない。天下り役人の受け皿的色彩の濃い各種の振興財団や企業財団、事業者団体などが、広い意味での外郭団体の典型といえる。一般に、この種の団体は、法人税法上の「公益法人等」(法人税法の別表「」に該当する財団ないしは社団法人となつてくるケースが多い。また、この種の団体には、大量の役人の天下りとともに多額の補助金がつぎ込まれているケースも多い。さらに、実際の活動内容に、『公益性』、『社会貢献度』があるのかどうか疑わしいケースも多い。いずれにしろ、資金的ないしは人的に、とり

わけ第一セクター(政府部門)と密接な関係にある外郭団体は、国際的にNPO・NGOとして通用しない。

この点に関連し、わが国では、『第三セクター』、『官民混合セクター』とする理解が根強い。しかし、真の第三セクターとは本来、第一、第二セクターから自立したセクターをさす。また、こうした自立したセクターにある組織体が、真のNPO・NGOとみなされている点に留意すべきである。

一般に、NPOとNGOとは同義で用いられるケースが多い。しかし、『NGO(Non-Governmental Organizations)』という用語は、元来、国連において「政府組織(Governmental Organizations)」との対語において使われてきた。こうした経緯もあって、NGOという用語は、地球環境保全、国際的な人権擁護、難民救済など、グローバルな分野で活動する『国際市民協力組織(団体)』に限定する意味で使われるケースも多い。

(以下次号)

次号予告

次号のPIJ Watch Seriesは、『政府のナショナル・データベース構想と国民番号制の導入』、『市民団体を支える法人制度・税制を考える』の、それぞれ連載第二回を掲載します。

また、総務庁所管の行政情報システム研究所が発表した、『「提言」電子政府の実現をめざして』に対する論評を掲載する予定です。

みなさんは、『個人情報保護規定の見直し』ということばを聞いたとき、何を思い浮かべますか。普通は、『個人のプライバシーを保護するための法制や機構を、一層強化する』意見と思われることでしょう。ところが、この「提言」では、官民の情報ネットワーク構築に、このような発想の「保護規定」は、大きな障害となっているとの認識に立っています。さらに、このネットワークで使う「個人識別コード」の導入も提言しています。

国民番号制のハードウェア、ソフトウェアを『検討』している、この「提言」の内容とその問題点について次号以下で点検します。

また、今後のNGO・NPO活動の法的基盤整備を提言する、『民間非営利法人法案要綱(試案)』(当PIJのNGO・NPO法人制度・税制検討委員会・編)を掲載します。

ご期待ください。



あなたもCNNのネットワークに

(プライバシー・インターナショナル・ジャパン)

# PIJとは

- P I Jは情報プライバシーの保護と

政策提言による市民的貢献をめざすPrivacy NGO です -

“自分のプライバシーが侵害されているのではないか?”、と不安に感じる人が多くなってきています。その原因は、さまざま考えられます。しかしもっとも大きな原因は、高度情報化社会が到来し、今日の社会的・経済的な活動に、コンピュータによる情報処理が欠くことができない状況に至っている現象にあるのではないかと、思います。とくに、行政や企業などが、コンピュータを利用して市民の個人情報をほぼ無制限に収集し、ネットワーク利用するようになってきたことが、わたしたちの不安を助長しているのではないかと、思います。生活が豊かになるにつれて、わたしたちはますます私生活を大事にしたい、と感じるようになってきています。行政や企業などが、“効率性”をモットウに、プライバシーに配慮しないかたちで大量の個人情報を収集・利用している状況に違和感をおぼえるようになってきています。

現在のような状況を放置すれば、わが国は、確実に“データ監視社会”になってしまいます。データ監視社会化を防止しプライバシーを保護するためには、行政や企業が持つ情報を、市民がコントロールできるようにしなければなりません。また、ときには、“効率性”を犠牲にする必要もでてきます。

PIJは、データ監視社会化の防止、情報プライバシーの保護活動を推進するとともに、内外の機関、個人などとの交流・協力を通じて、市民サイドからわが国のプライバシー環境の改善・整備のための政策提言を行うことをねらいに組織された、シンクタンク機能を持つ“プライバシーを守るための非政府団体(Privacy NGO)”です。

PIJの考え方や活動に賛同する個人や団体は、どなたでも会員になることができます。

## PIJの創設記念公開講演会開催

政府のナショナル・データ・ベース  
構想と国民背番号制

- データ監視社会か、精神的に自由な社会か -

PIJ代表 石村耕治

《どなたでも自由に参加できます》

1995年3月25日 1:00pm.

新宿農協会館 会議室

### 【交通】

JR山手線  
JR中央線  
営団地下鉄  
新宿駅南口下車  
徒歩5分



入会いただいた方には、このCNNニュース(季刊)をお送りします。

会費は、正会員.....年間10,000円

賛助(購読)会員.....年間3,000円

入会資料請求先 Fax 03-3985-4590

## PIJ調査・研究シリーズNo.1発刊

国税庁・KSKシステムの透明化の課題

- “データ監視による税務行政”の  
発想では納税者の権利は守れない -

朝日大学教授 石村耕治 著

A4 100頁

頒価 1,000円

もう、お読みいただけましたか?

PIJが課題とする、プライバシー環境の改善・整備のための研究書第1弾として発行された本書は、国税庁が導入しつつある「国税総合管理システム(KSKシステム)」の概要、法制上の問題点、納税者・国民の権利保護に与える重大な影響、諸外国の状況、改善の方向を示し、国民背番号制につながりかねない「納税者番号制」の問題点を分析・研究した最新の著作です。

「納税者番号制」の現状を知り、問題を学習するのに最適のテキストです。

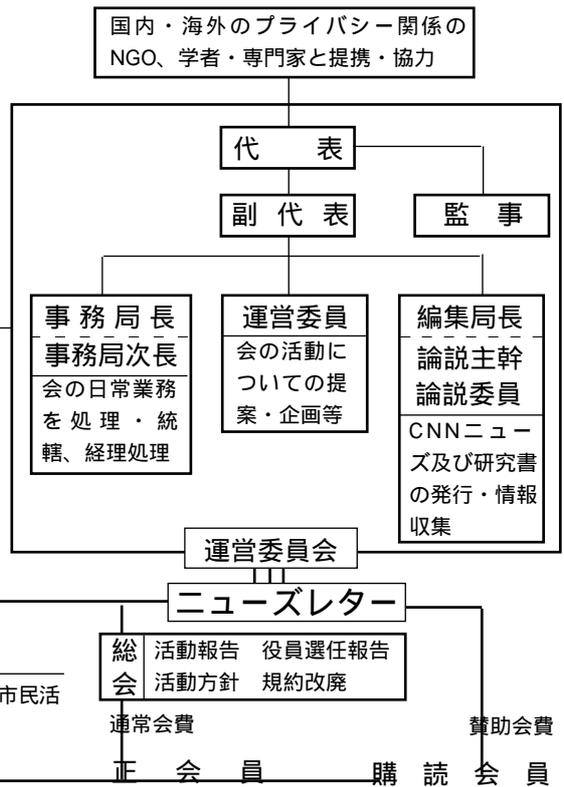
ご注文は左記のfax/telまでどうぞ。

PIJ 組織の概要

**団体名** プライバシー・インターナショナル  
 ジャパン (PIJ)  
**所在地** 東京都豊島区西池袋3-25-15  
 IBビル10F 〒171  
**電話** 03-3985-4590  
**FAX** 03-3985-4590  
**設立** 1994年12月10日  
**代表** 石村耕治 (朝日大学教授)  
**副代表** 小池幸造 (税理士)  
**副代表** 宮原哲朗 (弁護士)  
**副代表** 加藤政也 (司法書士)  
**事務局長** 益子良一 (税理士)  
**編集局長** 高橋正美 (税理士)

評  
議  
員  
会

【PIJ組織概念図】



PIJ 規約抜粋

第3条 [目的]

本会は、データ監視社会化の防止、情報プライバシーの保護活動を推進するとともに、内外の機関、個人などの交流・協力を通じて、市民サイドから、わが国のプライバシー環境の改善・整備のための調査研究・政策提言を行うことを目的とする。

第4条 [事業]

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 調査研究及び苦情調査
2. 研究会、講演会及び講習会の企画・開催
3. 行政機関、立法府及び民間機関との協議・働きかけ
4. 機関誌その他の図書の刊行
5. 日本及び外国の機関、個人などとの交流及び協力
6. その他の運営委員会において適当と認められた事業

編  
集  
及  
び  
発  
行  
人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)  
 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F  
 Tel・Fax 03-3985-4590 〒171  
 編集・発行人 高橋正美  
*Published by*  
 Privacy International Japan (PIJ)  
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro  
 Toshima-ku, Tokyo, 171, Japan  
 President Koji ISHIMURA  
 Tel/Fax +81-3-3985-4590

Networkのつばやき

・東海銀行でパソコン自動振込サービスを悪用した多額詐欺事件発覚。  
 “番号制先進国”アメリカでは、この種の事件が国民背番号(SNN)を悪用する形で多発しているという。  
 “火に油を注ぐ”わが国の共通番号(国民背番号制)制導入(〒)ン。